



平成18年5月23日

各 位

会 社 名 新光製糖株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木田 猛  
(コード番号 2113 JASDAQ)  
問合せ先 取締役総務部長 山口康展  
TEL (06) 6939 - 1201

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の当社第91期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであり、その主な内容は次のとおりであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を明確化し、第10条を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう第18条を新設するものであります。取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会の書面決議を可能とする旨、第25条を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

(2) 監査役監査が十分機能できる体制を構築するため監査役の員数を5名以内に変更するものであります。

(3)旧商法212条の規程により、第90期において当社普通株式300,000株を消却いたしましたので、これに伴い、変更案第6条に定める当社の発行可能株式総数を減少するものであります。

2. 変更予定日

平成18年6月28日

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

### 定款変更（案）

（下線は改定部分を示します。）

現 行	変 更 案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<新 設>	
<u>第4条</u> 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	<u>第4条</u> 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
	<u>第5条</u> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
<u>第5条</u> 当社の発行する株式の総数は37,822千株とする。 ただし、株式の消却が行なわれた場合はこれに相当する株式数を減ずる。	<u>第6条</u> 当社の発行可能株式総数は37,522千株とする。
<u>第6条</u> 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	<u>第7条</u> 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
<新 設>	
<u>第7条</u> 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。	<u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。
	<u>第9条</u> 当社の単元株式数は1,000株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

第8条 当社は、1単元に満たない株式の数を表示した株券を発行しない。

第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。  
名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。  
当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第10条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続および手続料は取締役会の定める株式取扱規則による。

第11条 当社は毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  
前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利。

会社法第166条第1項の規定による請求する権利

株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利。

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。  
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

< 削 除 >

### 第3章 株主総会

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

<新 設>

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

第15条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

<新 設 >

第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。

**第4章 取締役および取締役会**

第17条 当会社の取締役は15名以内とする。

第18条 取締役は株主総会において選任し、その選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。  
この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示すべき情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

**第4章 取締役および取締役会**

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第19条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  
補欠または増員により就任した取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第20条 会社を代表する取締役は取締役会の決議によりこれを定める。  
取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。  
取締役社長は業務の執行を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して日常業務を掌理する。  
取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第21条 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。  
取締役会長が在任しないときまたは事故あるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。  
取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。  
ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

< 新 設 >

第22条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。  
取締役社長は業務の執行を統轄し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して日常業務を掌理する。  
取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第24条 取締役会は、取締役会長が招集しその議長となる。  
取締役会長が在任しないときまたは事故あるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。  
取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。  
ただし緊急のときはこれを短縮することができる。

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名を行う。

<p>第23条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>第24条 当社の監査役は<u>4名以内とする。</u></p> <p>第25条 監査役は株主総会において<u>選任し、その選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第26条 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠により就任した監査役の任期は<u>前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第27条 <u>監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第28条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>第29条 <u>監査役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第30条 <u>監査役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</u></p>	<p>第27条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>第28条 当社の監査役は<u>5名以内とする。</u></p> <p>第29条 監査役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p>第33条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
---	--

## 第6章 計算

第31条 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

第32条 当社の利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。

第33条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第34条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。  
未払の利益配当金および中間配当金については利息をつけない。

## 第6章 計算

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。  
前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

< 削除 >

第37条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  
未払の期末配当金および中間配当金については利息をつけない。